

大雪地区広域連合議会定例会条例

平成 15 年 9 月 3 日
条例第 4 号

大雪地区広域連合議会の定例会の回数は、年 3 回とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 15 年における定例会の回数は、年 1 回とする。